

陳情第 12 号

長崎市障害福祉センター・小児療育専門職（言語聴覚士、作業療法士）の充実に関する
陳情書

令和元年 11 月 28 日

長崎市議会議長
佐藤 正洋 様

陳情人

代表者

岩松まどか



ながさきダウン症児と親の会 友会

会長 柿森愛子

長崎県自閉症協会

事務局長 内藤貴子

長崎発達支援親の会 のこのこ

会長 奥野由美

代表者連絡先

〒850-0003

長崎市万才町6-38-804

岩松まどか



長崎市障害福祉センター・小児療育専門職（言語聴覚士、作業療法士）の充実に関する 陳情書

1. 陳情の趣旨

日頃より、障害児に必要な支援の充実を進めていただき深く感謝いたします。

長崎市障害福祉センターの巡回相談で訪問する施設数と回数が増え、障害の早期発見・早期療育に繋がっていると思います。また、小児科の診療数もここ数年でかなり増えているとお聞きしています。

しかしながら、早期に発見・診断された障害児たちの受け皿となる療育が、専門職の数が足りず、十分に受けられていない状況です。

育児や生活の困難さを改善するため障害福祉センターでの療育を希望しても、初診の予約から1年以上待つことも珍しくありません。言語療法は特に厳しく、5歳にしなければ受けられないと断られ、貴重な早期療育の機会が奪われてしまいます。また療育を開始しても、小学校入学前までしか療育を受けることができません。そもそも、小学生になると、障害福祉センターでは療育を受けることができません。したがって小学校入学後に問題が明らかになった子どもは受け皿がありません。

発達障害を抱える子どもの数は年々増えていると聞きます。療育を必要とする子供が増えているのに、以前と同じ環境のままでは、療育を受ける機会が減るのは当然のことです。

発達障害を抱える子どもが増えることで、他のダウン症の子どもや、療育を必要としている子どもの療育環境も厳しくならざるを得ません。ダウン症の子どもは言葉の発達が緩やかで、例えばようやく言葉が出始めた就学期に、前述の理由で療育を受けることができません。

適切な時期に適切な療育を受けることは、子どもにとってはもちろんのこと、不安を抱え孤独に育児をしている親にも必要です。子ども達とその家族は、多くの苦悩を抱えており、速やかな改善を必要としています。最適な療育を受けられる環境が整うことで、子ども達とその家族が安心して生活できるようになることを望みます。そのため、次項を陳情します。

2. 陳情項目

1 長崎市障害福祉センターの小児療育専門職(言語聴覚士、作業療法士)の速やかな充実を希望します。

2 就学期の言語療法、作業療法の充実を希望します。